

各部等の長 様

富津市長 高橋 恭市
(公印省略)

令和3年度当初予算編成方針について（通知）

このことについて、下記のとおり通知する。

記

1 財政の現状と基本方針

将来にわたる持続可能な行政経営の実現に向け、全庁が一丸となり経営改革に取り組んできた結果、経営改革プランの目標である財源不足の解消、財政調整基金の積み増し、地方債残高の抑制は全て達成したところである。これにより、財政指標の改善も多くみられるなど、一定の成果は出てきているものとする。

しかしながら、本年9月に作成した今後5年間の財政見通しでは、市税収入が急激に減少する見込みであり、学校や給食調理場の更新、広域火葬場の整備など多額の財政需要が見込まれる中、昨年度の大規模な台風・豪雨災害に伴う突発的な財政需要の発生に加え、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として今後の景気の先行きは不透明な状況にある。

このことから、再び財政構造の硬直化が進行しないよう、職員一人ひとりがこの状況を認識し、引き続き全庁を挙げ経営改革に途切れることなく取り組んでいく必要がある。

令和3年度当初予算編成にあたっては、誰もが『住みたいまち富津市』づくりの礎となる将来を見据えた事業に取り組むこととするため、各部等の長は、既存事業について、目的、成果及び達成状況の観点から総点検を徹底するとともに、部局内外の連携と調整を十分に行い、コスト感覚と創意工夫のもと予算要求に臨まれない。

2 総括的事項

(1) 枠配分方式への見直し

令和3年度当初予算は、人件費（特別職、議員、一般職及び会計年度任用職員人件費）、扶助費、公債費、維持補修費、普通建設事業費、災害復旧事業費を除く枠配分方式により編成する。

このため、令和3年度において、上記枠配分対象外経費から経常的経費への予算流用は一切認めないので、留意すること。

枠配分額の範囲内であれば、原則として、各部局の意見を尊重するので、事業の選択と集中による行政サービスに重点を置き、要求すること。

なお、枠配分額を超える要求があった場合、また、景気の動向等により市税等の一般財源が大幅な減額となる場合などは、枠配分額内であっても個別査定を行うものとする。

(2) PDCAサイクルの実施（事業シートの活用）

各事業の予算要求にあたっては、令和元年度決算事業シートを基に事業の総点検を行い、点検結果に基づく見直しを反映させること。

特に、「成果指標が目標値を達成していない場合」や「更なる改善が必要となる場合」などについては、その対応方針や改善内容を『事業の自己評価欄』に詳細に記載すること。

(3) 中期財政計画の計上事業

富津市中期財政計画（令和3年度～令和7年度）【素案】（以下、「中期財政計画」という。）の財政見通しに計上した事業については、計画期間における基本的な事業とするが、効率的・効果的に実施できるよう再度、事業内容及び事業費等の精査を行うこと。

(4) 公約の実現

市長公約（2期目）に係る事業については、予算要求や事業の進捗状況を適切に管理するとともに、最少の経費で最大の効果が得られるよう施策の制度設計を十分に行ったうえで要求すること。

3 歳入に関する事項

(1) 市税

経済及び税制の動向、課税客体の捕捉、情報収集を行うとともに、滞納処分の推進により徴収率を向上させ、税負担の公平性を担保すること。

(2) 地方譲与税及び交付金

配分基準、景気の動向及び地方財政計画の伸び率などを見極め、的確な収入見込額とすること。

(3) 使用料及び手数料

「使用料・手数料の見直し基本方針」に基づき、所要額を要求すること（見直しにあたっては、財政課と十分協議されたい。）。

(4) 国・県支出金

国・県の予算の動向を迅速、かつ、的確に把握するとともに、できる限り一般財源を節減するよう、新たな補助金や交付金制度などの情報収集に努め、再度総点検を実施すること。

(5) 財産収入

遊休地等の売却可能な普通財産は、積極的に売却を行うこと。

(6) 市債

後年度の一般財源を圧迫する大きな要因であることから、その対象となる事業の効果はもとより、事業そのものの必要性にまで踏み込み、十分に内容を検討すること。

また、その元利償還金等が交付税の基準財政需要額に算入される起債を選択できるように、必ず財政課と事前に調整すること。

(7) 基金

特定目的基金については、当該基金の目的に則り、有効な活用方法を検討すること。

(8) その他

一般財源となる歳入については、市の全ての事業を実施するうえでの貴重な財源であるため、情報収集に努め、適切に見積もること。

また、特定財源となる歳入については、枠配分方式となったことにより、過大に見積もることがないように留意すること。

4 歳出に関する事項

(1) 人件費

特別職、議員、一般職及び会計年度任用職員人件費は、枠配分対象外経費とする。

一般職人件費（時間外勤務手当などの変動分を含む。）については、職員配置見込み等を勘案のうえ、総務課で要求すること。

会計年度任用職員を含むその他の人件費については、総務課発出の通知に基づき、担当課で要求すること。

(2) 物件費

既定の事業に係る経費であっても、先例にとらわれない改善策を検討したうえで、適正な要求をすること。

委託料については、実施方法の再検討を含め、不要となったものがないか、また、業務委託により効率化が図られるものがないかなど、改めて見直すこと。

なお、土地借上料については、「土地借上料算定に係る統一的基準」に則り要求すること。

(3) 維持補修費

枠配分対象外経費とする。

公共施設の効用を保全するための経費であるとともに、国家賠償法における賠償責任の観点からも安全な水準を維持することが不可欠であり、これを担保することによって市民の安全・安心に直結することから、個別施設計画の方向性等を踏まえて、適切な所要額を要求すること。

(4) 扶助費

枠配分対象外経費とする。

年々増加傾向にあり、中期財政計画では 1.33%の増加を見込んでいるため、過大な要求とならないよう適切に見積もること。

市単独の扶助費については、その必要性を再検討し、対象者、所得制限の導入、給付水準の見直し等を十分に検討すること。

また、その特定財源については確実に確保すること。

(5) 補助費等（負担金、補助金等）

これまでの慣例にとらわれず、行政として支出すべき必要性、費用対効果、経費負担のあり方などについて、市民目線での見直しを検討すること。

また、その支出の目的、根拠、対象、効果を十分に調査・検証したうえで要求すること。

(6) 普通建設事業費、災害復旧事業費

枠配分対象外経費とする。

普通建設事業等については、財源確保の見通しを踏まえた計画的な財政運営を行うため、原則として中期財政計画に計上した事業以外は認めない。

また、設計にあたっては綿密な現地調査等を行い、補正予算又は予算の流用が無いように留意されたい。

5 その他事項

(1) 債務負担行為

後年度の財政負担を伴うものであり財政硬直化の要因となるため、特段の理由がない限り、原則として新規設定は行わない。

また、既に設定した事業についても事業効果を再検討し、見直しが可能な場

合は見直しをすること。

(2) 特別会計

本予算編成方針に基づき、十分考慮のうえ要求すること。

また、一般会計から基準外の繰り入れを行わないことはもとより、基準内の繰り入れについても、経費節減や事務事業の合理化・効率化を行うこと。

(3) その他

枠配分対象外経費のほか、経常的経費の補正予算又は予算の流用は原則として認めないので、事業費の見積り誤りなどには十分留意されたい。

上記に掲げるほか、詳細については「令和3年度当初予算要求書作成要領」及び「令和3年度当初予算経費別見積基準」を参照すること。

6 予算編成スケジュール

- | | |
|------------|---|
| (1) 要求期限 | 11月4日(水) |
| (2) ヒアリング | 11月上旬 |
| (3) 編成過程公表 | 11月下旬(要求状況)、1月上旬(一次査定状況)、
2月中旬(最終査定状況) |
| (4) 査定 | 1月上旬まで |
| (5) 内示 | 1月中旬 |
| (6) 議会提案 | 2月下旬 |